

庄原市消防団協力事業所認定要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市消防団協力事業所認定要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の消防防災力の充実及び強化を図るため、庄原市消防団（以下「消防団」という。）に協力している事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）を消防団協力事業所として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力していると認定した事業所等
- (2) 表示証 消防団協力事業所に交付する表示証
- (3) 消防団長等 消防団長又は消防団活動を支援する住民自治組織の代表者等
(認定申請及び推薦)

第 3 条 消防団協力事業所の認定を受けようとするものは、庄原市消防団協力事業所認定申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 消防団長等は、消防団活動に協力する事業所等について、庄原市消防団協力事業所認定推薦書（様式第 2 号）により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請又は推薦を受理したときはその内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、消防団協力事業所として認定するものとする。ただし、消防関係法令に違反している事業所等は除く。

- (1) 従業員等の消防団活動について、配慮している事業所等
- (2) 災害時等に資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (3) その他市長が特に消防団活動に協力し、地域の消防防災体制の充実及び強化に寄与していると認める事業所等

(表示証等の交付)

第5条 市長は、前条に規定する認定を行ったときは、庄原市消防団協力事業所認定通知書(様式第3号)により当該事業所に通知するとともに、表示証(様式第4号)を交付するものとする。

2 消防団協力事業所が他の市町村にある場合の表示証の取り扱いについては、当該市町村の長との協議によりこれを定める。

(表示証の表示)

第6条 消防団協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。

(1) 消防団協力事業所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 前項第2号の規定により表示する表示証の様式については、様式第4号の寸法を同率に拡大又は縮小することができる。

(表示証交付整理簿)

第7条 市長は、庄原市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第5号)を備え付け、消防団協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

2 市長は、前項の規定により記録した事項について、適時確認及び調査を行い、その内容を更新するものとする。

(認定有効期間)

第8条 認定の有効期間は、原則、認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、有効期間の満了前1月までに更新をしない旨の申出がないときは、認定の有効期間を2年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 表示証の効力が失効した消防団事業所は、第6条に規定する表示を行うことができない。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、認定を取り消すものとする。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき

2 消防団協力事業所は、前条第1項第1号又は第2号に該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等及び前項の規定による申出を行った事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。ただし、災害等により紛失した場合はこの限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。